平成２６年（フ）第３２号
兵庫県揖保郡太子町矢田部257番地の６
債務者　株式会社北栄運輸
代表者代表取締役　北本　雅啓
１　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前11時
神戸地方裁判所龍野支部
平成２６年（フ）第２０５号
群馬県前橋市千代田町３丁目９番４号
債務者　株式会社丸二商店
代表者代表取締役　荒木　博一
１　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮下　　章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後２時
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２６年（フ）第１０８号
新潟県柏崎市安政町２番25号
債務者　有限会社ケイエス商事
代表者代表取締役　松谷　　章
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午前11時
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２６年（フ）第２１４号
大阪府和泉市伏屋町２丁目７―20グランドヒルズ光明池602、商業登記簿上の本店所在地　大阪府和泉市伏屋町４丁目６番35号
債務者　昭和油脂株式会社
代表者代表取締役　宇澤　　貢
１　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４４０号
仙台市若林区沖野６丁目31番７号
債務者　澁谷　哲夫
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手島　道夫
４　破産債権の届出期間　平成26年９月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午前10時５分
６　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２６年（フ）第３１７号
岡山市南区並木町２丁目３番６号
債務者　小野田明美
１　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱﨑　　一
４　破産債権の届出期間　平成26年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第１７２号
徳島県阿波市土成町吉田字川久保88番地４
債務者　大窪　利彦
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　一宏
４　破産債権の届出期間　平成26年９月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
徳島地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第１６３号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧1121番地２
債務者　堀内　忠継
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
４　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２６年（フ）第２０５号
茨城県水戸市新原１丁目21番32―203号Ｔ’Ｓ―５
債務者　杉本　綾子
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀田　哲也
４　破産債権の届出期間　平成26年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月21日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
水戸地方裁判所
平成２６年（フ）第２０７号
茨城県常陸大宮市若林817番地の４、住民票上の住所茨城県久慈郡大子町大字大子253番地２
債務者　益子　勝男
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木名瀬修一
４　破産債権の届出期間　平成26年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
水戸地方裁判所
平成２６年（フ）第９８号
青森県黒石市境松２丁目56番地
債務者　盛　　誠三
１　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　和秀
４　破産債権の届出期間　平成26年９月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２６年（フ）第１９７号
茨城県那珂市北酒出497番地２
債務者　瀬谷　敏雄
１　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茂手木克好
４　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
水戸地方裁判所
平成２６年（フ）第６３号
北海道小樽市オタモイ１丁目16番32号、前住所北海道小樽市桜２丁目28番36号
債務者　丸山　　浩
１　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菰田　尚正
４　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２６年（フ）第３０９号
埼玉県草加市西町214番地　アズヴェール草加101号
債務者　関谷　　晋
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
４　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第１３１号
釧路市愛国東３丁目８番27号
債務者　赤石百合子
１　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
４　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
釧路地方裁判所